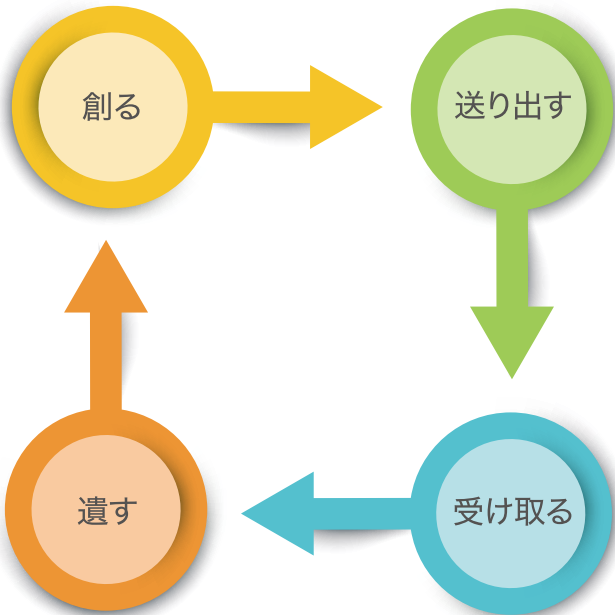


# 文化のサイクル



# 文化サイクル対応表

目次		法				
第1部	第1講	日本国憲法	基本的人権を保障し、国家のあり方を規定することで、文化のサイクルをはじめとする社会全体を支える			
	第2講	文化芸術基本法	国は、文化芸術に関する施策を推進する計画を策定し、推進する。そのうえで留意すべき基本理念を定める			
	第3講・第4講	著作権法	作詞・作曲する、絵を描く、文芸作品を書く、など	実演、出版、録音・録画の販売・配信、など	音楽を聞く、本を読む、美術作品を鑑賞する、など	保護期間 (原則として著作者の死後70年)
	第5講・第6講	文化財保護法		文化財としての価値づけ 紹介、展示、教育	アイデンティティの醸成 文化財のある生活環境の享受	文化財の保存・伝承
第2部	第7講	文化芸術を支える組織の法規制	すべてに関わる			
	第8講	行政改革関連法	国や地方自治体の政策や施策を効率的・効果的に運営する			
	第9講	社会教育法	社会教育として「文化」に関連する事柄を扱う場合もある			
		図書館法		資料の提供 その他図書館奉仕の提供	資料の利用 その他図書館の利用	資料の収集、整理、保存
	第10講	博物館法		調査研究、展示 その他一般公衆向け事業	展示の鑑賞 教育普及等の事業の利用	資料の収集、保管
	第11講	美術品公開促進法		優れた美術品の公開		
		美術品損害補償法		展覧会開催の補償		
		文化観光推進法		文化観光に 地域や施設を活かす		活かすことにより遺す
第12講	劇場法	創造的公演の企画・実施	公演を企画・実施 実演芸術の利用に供する	実演芸術の普及啓発 教育機関との連携	実演芸術の継承 事業実施のための人材育成	
第3部	第13講	障害者文化芸術活動推進法	創造の機会の拡大 権利保護の推進	作品等の発表の機会の確保 販売等の支援、交流の促進	鑑賞の機会の拡大	芸術上価値が高い作品等の 評価保存場所確保
	第14講	アイヌ施策推進法	権利保護の推進	展示、教育 固有文化の再発見	アイデンティティの醸成 多文化、多様な価値観への寛容	固有文化の伝承 生活環境の安定化
	第15講	日本語教育推進法	教育機会の掘り起こし	夜間中学校等での教育	キャリア選択幅の拡大 異文化理解の促進	自文化アイデンティティの継承

強く関連する

関連する